

令和6年度 第1回門真市男女共同参画審議会 議事録

開催日時	令和6年11月26日(火) 午前10時～午前11時10分
会場	門真中町ビル 2階 会議室
出席者	【会 長】 西尾 委員 【副会長】 新ヶ江 委員 【委 員】 植原 委員 大倉 委員 大西 委員 岡本 委員 小野 委員 勝川 委員 木下 委員 酒井 委員 畑中 委員
欠席者	【委 員】 品川 委員 中道 委員 萬田 委員 宮本 委員
事務局	山 市民文化部部長 高田 市民文化部次長 清水 人権市民相談課課長 松村 人権市民相談課課長補佐 松村 人権市民相談課主査
議題	1 会長及び副会長の選任について 2 会議の公開・非公開について 3 令和5年度「第3次かどま男女共同参画プラン」推進状況等について 4 その他
資料	資料1 門真市男女共同参画審議会座席表 資料2 門真市男女共同参画審議会委員名簿 資料3 審議会等の会議の公開に関する指針 資料4 門真市男女共同参画審議会の会議公開要領 資料5 令和5年度第3次かどま男女共同参画プラン推進状況等 調査シート 資料6 市ホームページ公表用調査シート 参考資料 門真市男女共同参画推進条例、門真市男女共同参画推進条例 施行規則 参考資料 第3次かどま男女共同参画プラン 参考資料 第3次かどま男女共同参画プラン概要版、こども版

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまより門真市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます、市民文化部人権市民相談課の清水と申します。よろしくお願いたします。

本日の会議につきましては、会議録作成のため、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、審議会の開催にあたりまして、門真市下治副市長より、ご挨拶申し上げます。

【下治副市長】

門真市副市長の下治でございます。

門真市男女共同参画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、公私ご多忙のところ、本審議会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

また、平素より本市の男女共同参画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本市では、令和5年3月に委員の皆様の多大なご協力のもと「第3次かどま男女共同参画プラン」を策定し、このプランに基づきまして、男女共同参画社会の実現をめざす各種施策の取り組みを進めております。

本年4月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うこととなりました。

こうした中、本市におきましては、女性が仕事や地域活動などあらゆる分野に積極的に参画できるよう、女性のための相談や就労相談・キャリアカウンセリングにも対応した施設「女性サポートステーション（WESS）」を「そよら古川橋駅前」へ移転することにより、利便性を高め、より相談しやすい環境を整えたところであります。

併せまして「消費生活センター」も同所に移転し「くらしの相談窓口」として、女性相談や消費者相談に加え、これまで本庁で実施していた法律相談等、様々な相談にワン

ストップで対応できる包括的な相談窓口として運営しているところであります。

本審議会では、「第3次かどま男女共同参画プラン」の進捗状況等に関しまして、委員の皆様方の貴重なご意見を賜りますとともに、本市がめざすべき男女共同参画社会の実現に向け、様々なお立場から、ご教示、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、審議会開催にあたりましてのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員の紹介)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局の紹介)

どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

本日の審議会につきましては、15名中10名のご出席をいただき、出席者が過半数に達しておりますので、門真市男女共同参画推進条例施行規則第13条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料について、確認をお願いいたします。

まず、次第、

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 審議会座席表 |
| 資料2 | 審議会委員名簿 |
| 資料3 | 審議会等の会議の公開に関する指針 |
| 資料4 | 門真市男女共同参画審議会の会議公開要領 |
| 資料5 | 令和5年度 第3次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート |

資料6 市ホームページ公表用調査シート

参考資料 門真市男女共同参画推進条例、門真市男女共同参画推進条例施行規則

参考資料 第3次かどま男女共同参画プラン

参考資料 同プラン概要版、こども版

となっております。

資料の不足はございませんでしょうか。

○案件1「会長及び副会長の選任について」

【事務局】

それでは、まず初めに、案件1「会長及び副会長の選任について」でございます。

門真市男女共同参画推進条例施行規則第12条第1項に、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。」という規定がございます。

会長・副会長につきましては、委員の皆様の中から、自薦又は他薦により決めるということでございます。

どなたか立候補、または、ご意見等ございませんでしょうか。

【委員】

事務局で、何か提案等はありませんか。

【事務局】

ただ今、委員から、事務局で提案があればということでお声をいただきました。

それでは、事務局よりご推薦を申し上げるということでよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

【事務局】

ありがとうございます。

皆様からご賛同をいただきましたので、事務局からご提案をさせていただきたいと思っております。

それでは、門真市男女共同参画審議会の会長には、武庫川女子大学共通教育部教授でいらっしやいます、西尾 委員に、副会長には大阪公立大学人権問題研究センター、同大学院都市経営研究科教授でいらっしやいます新ヶ江 委員を推薦いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

《異議なしの声あり》

【事務局】

ありがとうございます。

ご異議なしとのことですので、西尾委員が会長に、新ヶ江委員が副会長に選任されました。

大変恐縮ですが、西尾委員は会長席の方へ、新ヶ江委員は副会長のお席にご移動をお願いしたいと思います。

それでは、西尾会長より、会長就任のご挨拶をいただきたく存じます。

よろしくお願ひいたします。

【会長】

皆様改めまして、武庫川女子大学共通教育部の、西尾亜希子と申します。

専門は教育社会学で、特に高等教育とジェンダーの関係を研究しております。

これまで兵庫県下では、いくつか審議会に関わってきまして、そして今大阪では豊中市に関わっているのですが、門真市に関しましては初めてですので、至らない点がたくさんあるかと思ひますけれども、勉強しながら頑張っていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、新ヶ江副会長より、ご挨拶をいただきたく存じます。

よろしくお願ひいたします。

【副会長】

大阪公立大学人権問題研究センターの新ヶ江と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私もですね、男女共同参画の審議会等に関しましては、ここ20年くらい、いろいろな自治体での委員を務めさせていただきました。男女共同参画については、その20年前から比べるとだいぶ改善してきているところもありますが、まだまだ課題がたくさんあると思いますので、その課題を一つ一つ改善できるように、今回も頑張ってお協力できればと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○諮問

【事務局】

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、本審議会につきましては、皆様に参考資料としてお配りしております、令和5年3月に策定いたしました「第3次かどま男女共同参画プラン」に基づき、令和5年度から令和14年度までの10年間という期間におけるプランに掲げた各施策の推進状況等についてご見解をいただくものでございます。

本来ならば、市長からの諮問をさせていただくところでございますが、市長は公務が重なり出席ができませんでしたので、代わって下治副市長から西尾会長に、諮問書を朗読しお渡ししたいと思ひます。

【下治副市長】

諮問 門真市男女共同参画審議会会長 西尾 亜希子様、「第3次かどま男女共同参画プラン」推進状況等への意見について

本市におきましては、男女共同参画社会の実現をめざし、門真市男女共同参画推進条例に基づき「第3次かどま男女共同参画プラン」を策定、各種施策の推進に努めているところです。これらの取り組みを市民に広く周知するとともに、家庭、職場、学校、地域での男女共同参画施策をより促進させるため、同条例第20条の規定に基づき、毎年1回、男女共同参画施策の実施状況等の公表を行ってまいります。公表にあたっては、具

体の施策の目標や推進状況等に対する貴審議会のご意見を付したく思いますので、同条例第19条第1項の規定に基づき、令和6年度より15年度の間において、毎年度、市が作成する「第3次かどま男女共同参画プラン」推進状況等への意見を求めます。

令和6年11月26日 門真市長 宮本 一孝

《下治副市長から西尾会長に諮問書を手交、事務局より諮問書の写しを委員に配布》

【事務局】

ありがとうございました。

下治副市長につきましては、他の公務がございますので、退席させていただきます。

【下治副市長】

皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

それではこれより議事に入りますが、以降の議事進行につきましては、門真市男女共同参画推進条例施行規則第13条第1項の規定により、会長が議長となりますので、西尾会長にお願いしたいと思ひます。

西尾議長、よろしくお願ひいたします。

○案件2「会議の公開・非公開について」

【会長】

それでは、次第に従い進めてまいりたいと思ひます。

案件2「会議の公開・非公開について」を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、案件2「会議の公開・非公開について」説明させていただきます。

お手元の資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。この指針は、

本市の審議会等の附属機関及び専門委員で構成する協議会の公開に関する取扱いをお示したものでございます。この指針の第3条に会議の公開の基準として原則公開、そして第4条に公開・非公開の決定として、審議会等の長が会議に諮って決定することとなっております。

本会議につきましては、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、過程の透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えておりますことから、原則の考え方とおおり公開を考えております。

本日の会議の開始から現時点までは非公開としていますが、この場において、これ以降の会議の公開についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

【会長】

ただいま事務局より会議の公開についてご提案がありましたが、いかがでしょうか。私といたしましては、情報公開の観点から原則公開とし、個人情報等についての審議を行う際など、必要に応じて非公開でと考えるのがいかがでしょうか。

《異議なしの声あり》

【会長】

ありがとうございます。

それでは、ご賛同いただいたものとし、本審議会は原則公開とし、必要がある場合のみ非公開といたします。

では、公開についての手続、方法等について事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

ただいまお諮りいただき、ご賛同をいただいたということでございますので、原則公開の方向で確認されました。公開に関する規定についてお諮りしたいと思いますので、説明いたします。

資料4「門真市男女共同参画審議会の会議公開要領」をご覧ください。

会議の公開方法についてですが、先着10名に傍聴していただきます。

会議の途中で何らかの理由により会議を非公開とする必要性が生じた際には、議長より理由を説明していただいた上で退席を求めることとなっております。

なお、本日の会議については、会議の公開が決定された場合のみという条件を付しまして、事前に市ホームページ等で傍聴者の募集を行っております。

また、会議録についてであります。本会議におきましては、ボイスレコーダーで録音させていただき、会議終了後2週間をめどに、作成することを原則とさせていただきたいと考えております。

なお、門真市情報公開条例に基づき、不開示情報を除いて公開するものとなりますので、ご了承をお願いいたします。説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

事務局からの説明は終わりました。このことについて何か、ご意見はございませんか。

(意見なし)

【会長】

特にご意見がないようですので、事務局案のとおり、会議を公開と決定いたしましたので、本日傍聴に来られている方がおられましたら、入室をしていただいでください。

傍聴者の方はいらっしゃいますか。

【事務局】

本日は、傍聴者の方はいらっしゃいません。

○案件3 「令和5年度第3次かどま男女共同参画プラン推進状況等について」

【会長】

それでは、案件を進めてまいります。

【会長】

案件3「令和5年度第3次かどま男女共同参画プラン推進状況等について」に移らせていただきます。

まず「第3次かどま男女共同参画プラン」について、簡単に事務局よりご説明いただき、そのあと、「令和5年度第3次かどま男女共同参画プラン推進状況等について」の説明をお願いします。

【事務局】

はい、ご説明いたします。

お手元に参考資料といたしまして、「第3次かどま男女共同参画プラン」を置かせていただいております。

これまで、本市では、平成14年（2002年）に「かどま男女共同参画プラン」を策定し、平成24年（2012年）に「第2次プラン」を策定、令和5年（2023年）3月には、「女性活躍推進法」「DV防止法」の改正などを踏まえ、これまでの取組みのさらなる推進と、新たな課題への対応を進めるため「第3次プラン」を策定し、同プランの推進に努めております。

本市がめざしている男女共同参画社会は、「人が性別により差別されることなく、個人として尊重され、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮でき、いきいきとすべての人が輝く活力ある社会」であり、本プランには、男女共同参画社会の実現に関する基本目標や施策の基本方針及び方向性などを体系的に明らかにし、本市がめざすべき方向を示しております。

簡単ではございますが、以上がプランの概要でございます。

それでは、資料5「令和5年度第3次かどま男女共同参画プラン」推進状況等調査シートについて、ご覧ください。

本日の審議会における推進状況等調査の報告につきましては、第3次プランにおける最初の調査報告となるものです。

本市におきましては、これまで「かどま男女共同参画プラン」の取り組みを促進させ、

広く市民の皆様に周知するため、門真市男女共同参画推進条例に基づき、毎年1回、施策の実施状況等の公表を行っております。

この公表にあたりまして、「かどま男女共同参画プラン」推進状況等に対し、本審議会のご意見をいただいております。

なお、審議を円滑に進行していただくため、あらかじめ委員の皆様に調査シートをお配りし、項目ごとに担当委員を決め、意見をいただいております。本日、ご欠席の委員からいただいたご意見も掲載しております。

本日は、委員の皆様にご覧いただき、ご意見を賜りたく考えております。

では、基本目標ごとのページをご説明いたします。

第3次プランにおきましては、基本目標を4つ設定しております。

まず、資料の1ページをご覧ください。

1ページの上に基本目標1「あらゆる分野における参画拡大と活躍推進」でございます。誰もがライフスタイルやライフステージに合わせた柔軟な働き方が実現できるよう、就業や起業における女性活躍、また男性の育児・介護休業への支援を推進しております。表の一番左には、方針、その右横に施策を記載しており、施策の1から6が、基本目標1となっております。1から3ページまででございます。

各施策には、項目を設け施策の内容を記載し、その項目に対し、担当各課にて取り組んでおります。

令和5年度に取り組んだ内容を表の真ん中の方に記載し、その右横に6年度の実績を記載しております。

基本目標2につきましては、施策は7から13でございます。「男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革」を基本目標とし、固定的性別役割分担意識による行動の制限や無意識の思い込みによる偏見を解消するための施策を記載しています。資料の4ページから6ページまででございます。

基本目標3につきましては、施策は14から21でございます。「すべての人が安心して暮らせる環境の整備」を基本目標とし、すべての人が生涯を通じて健康であり続けるために、身体的性差について理解しあうこと、社会的困難を受けやすいとされる高齢者、

障がい者、性的マイノリティ、在住外国人等の理解促進に努め、多様な地域住民が安心して暮らせるための施策を記載しています。資料の7ページから10ページまででございます。基本目標4につきましては、施策は22から24でして、「あらゆる暴力の根絶と被害者支援」を基本目標とし、性差に基づくあらゆる暴力の根絶に向けての施策、被害者が安心して相談できる支援体制を充実するための施策を記載しています。資料の11ページから13ページまででございます。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

それでは、たくさん資料がありますけれども、基本目標1から進めてまいりたいと思います。

まず基本目標1ですけれども、あらゆる分野における女性の参画拡大と、女性活躍推進法関連のものとなりますが、これから順番に基本目標1、2と進めていきたいと思っております。それぞれご担当いただいた目標のところについてご意見をいただいたり、また、ご担当ではなかったけれども、ぜひ意見を、という方に関しましては、ご意見をいただきたいと思えます。

今から2、30分議論できればと思っているのですが、いかがでしょうか。

まず基本目標1から、いかがでしょうか。

【副会長】

こちらのほうに意見で書いてあるとおりになんでしょうけれども、令和5年度の活動成果について確認をしたんですが、啓発が主に行われているのかなと思うんですが、具体的に女性の委員や上職の方を、どのように就けるのかということについての、具体的な、戦略的な取り組み等の実施がどのようにしているのかが気になるところであります。以上です。

【会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

女性の管理職ということですが、人事課の方で主査選考の対象者について、対象となる1年前から、キャリアプランの研修を行ったりであるとか、また最近では各部局長が順にお二人ずつですが、職員に対してご自身のキャリアのお話をしたりとか、それぞれ職員が前向きにキャリアを積んでいただけるよう女性だからということにこだわらず、職員のみなさんが管理職に意識を持っていただくというような取り組みをしているという事は聞いておりますが、実際のところなかなか、まだ課長級とかでは女性の登用は大分充実してきているのですが、職員数としては、全体的に男性の比率の方が多いというところもあり、次長部長級も含め、目標にはまだ届いていないというところでございます。

【副会長】

ありがとうございました。

第3次プランで目標値を設定されていると思いますが、例えば市における審議会での女性の割合は40%になっていて、市における女性職員の管理職登用率は30%になっています。

現状としては29.3%と20.2%という形で、10%ほど目標値に足りていない状況だと思いますけれども、10%の上昇に向けて、研修とかもちろん当然必要ではあるんですけども、もう少し具体的に、目標を達成するために、どういう形で女性の割合をあげていくのか、研修はもちろん重要でなんですけど、もう少し具体的な介入も必要なんじゃないかなと思いましたので、そのあたりのことも検討していただければと思います。以上です。

【会長】

事務局、何か説明はありますでしょうか。

【事務局】

委員のご助言をいただきながら、どういったことをしていけばいいのかをご相談させていただきながら、進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

そのほか、基本目標1に関しまして、どなたか委員または事務局の方からご意見はありでしょうか。

(意見なし)

【会長】

ありがとうございます。

ではまずはどんどんいきまして、それからまた時間があれば全体的にご意見を伺うということで、進めていきたいと思います。

次に基本目標2に移らせていただきます。

基本目標2は、男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革、となります。

施策番号でいきますと、7から13までになります。

では基本目標2の7から13までコメントをくださった委員をはじめ、その他の委員も何かお気づきの点ですとか、確認したい点等おありでしたらぜひご発言をお願いします。

【委員】

施策番号7、8を担当させていただきました。

プランを広く知っていただくためにということで、こども版をお作りになっているのはすごくいいなと思ったんですが、ちょっとイラストが気になりまして、この2ページのイラストもです。これは小学校高学年用ということですから、アンコンシャスバイアスのことも気になりますので、2ページのイラスト、例えば、赤ちゃんを抱っこするのはお母さんであったりとか、服装の色ですとか、女の子が赤で男の子が青とか気になりました。

4ページもやはり服装の色が気になりました。それと、7ページ、最後につきましては、なにかご夫婦かパートナーさんだと思んですけども、何か知的な事をしているの

が男性で、寄り添っているのが女性で、みたいなそういうメッセージが伝わるような感じがいたしました。こういう一般向けの概要版だけじゃなくて、こども版をお作りになっていることはすごく素晴らしいことだと思いますので、その辺の配慮といいますか、もし改訂版をお作りになる時にはそのように期待したいところです。

それと来年、門真市の新しい図書館がオープンいたしますので、わたくし図書館の協議会の方にも関わらせていただいておりますので、なにかそういう門真市の男女共同参画施策について、広報できるようなコーナーとまでとはいかなくても、図書館と協力して、例えば男女共同参画週間の時には、男女共同参画のコーナーを設置していただくとか、そのような連携を現在よりもう一層進めていただきたいと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。事務局、何かコメントはいかがでしょうか。

【事務局】

はい、ご意見ありがとうございます。まずこども版に関しましては、今後改定するようであれば、その部分についても十分配慮していきたいと思っております。

図書館に関しましては、また担当課と調整いたしまして、男女共同参画プランの関係資料等を、置かせていただけるようでしたら置きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】

わたしの方からも一言ですね、この門真男女共同参画プランのこども版を作られたというのは、すごくいい取り組みで、他市にもぜひこういう事をやってくれたらいいのと思うんですけども、先ほど委員がおっしゃったように、男の子だったらブルー、女の子だとピンクというのは、子ども達に対して自分にはこういう色が相応しいんだ、これが男の色なんだということで、刷り込みになっていってしまいます。そのようなことを注意喚起するためにも、内閣府の男女共同参画局だとか、他市でも表現ガイドブックというものを出版していますので、それらを参考に頂きながら、改善の機会があればぜひ

よろしく申し上げます。

その他皆様いかがでしょうか。

施策番号が7から13までと、かなりありますが、皆様いかがでしょうか。

【委員】

4ページの、10-①ですかね、表現なんですけど老人クラブという名称を現状使っておられるんですけど、あの、老人という表現に何か代わるものがないのかなと思ったところなんです。高齢者であってもアクティブシニアである方もおられますし、老人クラブへの加入を周知するという点についても、何かイメージ的なものもありまして、他市の状況とか調べてはないんですけども、何か工夫、名称に変更できることがあれば、参加していただきやすいのかなと思ったところなんです。感想みたいになりますが、以上です。

【事務局】

ありがとうございます。

ご指摘の点につきましては、担当課と調整してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【会長】

はい、ありがとうございます。他基本目標2に関しまして、皆様いかがでしょうか。

(意見なし)

では次にいきたいと思っております。また何かありましたら、後ほど皆様ぜひよろしくお願いたします。

基本目標3ですね、ページで言いますと7ページからになります。

すべての人が安心して暮らせる環境の整備ということで、施策番号で言いますと14から21になります。皆様いかがでしょうか。

【委員】

私の仕事として、DEI推進を担当しております、主な担当がLGBTQ+、アンコンシャスバイアスと、女性躍進等を担当しております。

門真市さんでも、LGBTQに対する施策に取り組んでいただきましてありがとうございます。特にこのパートナーシップ宣誓制度というのはですね、当事者の方からするととてもありがたい制度でして、この宣誓制度を入れた都道府県であったり、市町村に移住をされるということを真剣に考えられる方が多いというのが現状でございます。なので、ここはもっと周知されてもいいのかなと思ったりもしました。

弊社は外国籍のメンバーも多いので、実際門真市に住んでいる弊社の社員で、外国籍の方もいらっしゃいます。世の中にはサインージなどがありますけれども、英語と日本語の標記があり、近頃では例えば他の中国語とか韓国語などまでが最近の主流であって、それ以外の言語が少ない。いろんな国の方がいらっしゃいますので、とは言いきなり全部多国語に変えてくださいと言うのは難しいと思いますので、アプリを使うであるとか、いろんなものを使っていたらコストもかかるとは思いますが、いろんな表現が今の時代できるかと思えます。例えば窓口一つでも、今は簡単にスマホの中に翻訳機なんかを入れたりとかもできますので、そういった物でご対応いただくとか、せめて受付に何かご準備いただくとか、そういった努力をしていただくこともこれから必要なのでないかと思えますので、ご参考にしていただければと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】

はい、ご意見いただきありがとうございます。

確かに、市の取り組みにも書かせていただいているように、市在住の外国人の方は増加しているところではありますので、対応についても今後市をあげていろいろ施策を考えているところでございますので、またそういったご意見を頂戴しながら、うまく進めていけたらなと思っておりますので、ありがとうございます、よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。その他、皆様いかがでしょうか。

【副会長】

目標2と目標3にまたがる内容なのかなというところなんです、先ほど性的マイノリティの話が出てまいりましたけれども、幼稚園、学校現場での、この性的マイノリティの児童、生徒、学生に対する取り組みというかですね、学校現場の中にも性的マイノリティのお子さんがいらっしゃって、そのお子さんに対してどのような支援等が行われているのかっていうことはですね、その時そういう学生さんがいらっしゃった時に対応するのは少しやっぱり対応としては遅いと思うんですよね、学校現場とか幼稚園の教職員に対しても、この男女共同参画の研修等は行われているとは思いますが、この性的マイノリティについての研修等も十分に行ってですね、そういう学生さんがいらっしゃった時に、その学校現場、地域社会がすぐ対応できるような環境というものを整備しておくことがとても重要だというふうに考えますが、こちらの件に関して、目標2の方とも重なってくる部分がありますが、現在この点に関して門真市ではどのような取り組み、これまでどういったことがあったのかということが、もしありましたら、情報共有していただければと思います。

【事務局】

そうですね、せっかくなので小学校の校長先生が委員におられるので、ご意見をいただけたらと思います。

【委員】

私から少しご紹介させていただきます。

本市の学校でも性的マイノリティの児童、生徒は在籍しております。出だしのところでは、委員のご指摘のとおりやはりそういう現状があるから改善していかないといけないと、そういうふうな動きから始まったんですけれども、現在は、中学校では制服につきましては、ズボン、スカートが選べるようになっていたりですとか、小学校では帽子、キャップとベレー帽っていうのも自由に選べたり、もうそういう帽子自体をなく

そうという学校が出てきたり、そして更衣室につきましても、小1、小2ぐらいから男女を分けるだけじゃなくて、そういうふうなところで着替えにくい子の着替える場所を確保したりであるとか、各学校でそういう取り組み、そういう児童生徒が出てきた時に対応できるように、小中学校の委員会の研修の中でも、先生方とそういう意識の醸成を凶っているところです。

【会長】

わたしの方からも質問させていただきたいんですけども、確かに今いろんな市が制服も性別に関係なく選べるようになっていますが、極端な話というとまた御幣がありませんけれど、でも見かけが男性の学生、生徒さんであってもスカート履きたいと言えば履けるような雰囲気にはなっているということでしょうか。

【委員】

雰囲気というとなかなか難しいですけども、条件整備的には可能であると。

【会長】

そうなんです、分かりました。

例えばタイツ等、ちょっと話が違いますけれど、タイツなんか自由にもう寒かったら履けるという形になってますでしょうか。

【委員】

そういうルール作りをしていますので、男性だからいい、駄目、女性だからいい、駄目、とかという形で考えることはなくなりつつあるかな、というふうには考えています。

【会長】

では、冬場のタイツですね、タイツに関しましては、寒ければ男女関係なく履けるとか、何か申し出をしなければならぬとか、何かそういうのは決まっているのでしょうか。

【委員】

そこは、男女のことに関しては、そういうふうな男性だからいい、女性だからいいとか、性別などと関係なく、というふうにしていこうねっていうことはしているんですが、それとまた別で、精神的な観点で、例えばマフラーであるとか手袋と同じように、タイツの良い悪いというのは、学校ごとに考えている部分がありまして、そのあたりはあるというのが現状と感じています。

【会長】

ありがとうございます。

なぜそのような質問をしたかと言いますと、確かに他市でも校長先生の権限によって、タイツをいつ履いていいとか駄目だとか、いろいろ決まってるようなんですけど、本来は寒かったらタイツを履けるようにしておかないと、若い女性達ですと、足を冷やすことによって不妊に繋がるなど指摘する専門家もいますので、男女には関係ないかもしれませんが、やっぱり健康上の配慮必要かと思います。女性でも男性でも寒かったら履きますよね。何か履くので、子ども達にもそのような機会は、普通に与えてあげて欲しいなというふうに思います。すみません、話がちょっと逸れてしまいました。

【委員】

すみません、追加で質問させていただいてよろしいでしょうか。
性的マイノリティの方が、もちろん小学校、中学校、高校の学生さんにもいらっしゃるということなんですけれども、お手洗いに対する配慮というのはどのように実際されているのか教えていただけますか。

【委員】

トイレにつきましても、改装が行われまして、男子トイレ、女子トイレ、プラスどなたでも使っていただけるトイレという、多目的トイレを各学校一基程度だとは思いますが、すけれども配置していますので、そういうトイレを気兼ねなく誰でも使えるようにとい

うところ、そして本校の場合は教職員のトイレ、基本大人だけが使うっていうトイレにしているんですが、子ども用のところでちょっと心配という児童に対しては、担任の先生、保護者と相談して、大人用のトイレも使っているよというような配慮もしているところ
です。

【委員】

ありがとうございます。

これも聞いた理由が一つありまして、弊社の社員にタイの出身の者がいるんですけども、タイって性的マイノリティの方に自由な国だと言われておりますが、じゃあどうしてそうなっているの、と聞いたところ、小学校に男性トイレ、女性トイレと、いわゆる男性と女性のマークが一緒になったようなマークがついているトイレがあったと。それが小学校から普通なんだそうです。そうするとトランスジェンダーという意味だけではなくて、女性でもない、男性でも、どちらでも誰でも使っているよというようなトイレが、普通にあることが当たり前になっていると、子ども頃から。大人になってもそれが当たり前なんだと言い切れるようになっていないかという話がありましたので、またそういったマークは何でもいいと思うんですけども、誰もが使える場所がある、みんなが一緒だよ、みんながそれぞれで違っていいんだよということが、子どもの頃から教育できると、そういった面でもいいんじゃないかと思いましたのでお聞きした次第
でした。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございます。他の委員の方々、何かありますか。

【副会長】

おっしゃるとおりだと思います。この目標3のところに関しては、性的マイノリティだけではなくて、障がい者だとか、あるいは高齢者であったりだとか、外国人の方であったりだとか、いろいろな方の施策が含まれているんですけども、それぞれの人達が生活しやすいような環境を変えていく場所が、差別禁止法が出来て、合理的配慮が義務

化されてきた環境がありますけれども、それは障がい者だけではなくて、性的マイノリティであったり、外国人であったり、いろんな人達が生活しやすいような、生活環境を変えていくのかっていうところが、非常に重要な考え方だと思いますので、それがあらゆるところで広がっていくような、環境整備ができればいいんじゃないかと思いました。すみません、抽象的な話で申し訳ありません。

【会長】

皆様ありがとうございます。皆様、あといかがでしょうか。

ではすみません、1点私の方から、ぜひご検討いただきたいということで、コメントさせていただきます。10ページの施策番号19-②なんですけれども、窓口におけるコミュニケーション支援の充実ということで、在住外国人の様々な相談に適切に対応できるように、というところがあるんですけれども、恐らくまだされておられないだろうからぜひまたご検討いただきたいということで、お伝えしたいんですけれども、在住外国人に限らず様々な方が門真市には多いというふうに向っています。それで統計的にですね、様々な外国人の方は、日常あまり日本人が感じないようなストレスを感じやすい状況にあって、それがDVだとか、いろんな問題に繋がりがやすく、結果として離婚の危機に晒されやすいと指摘がされています。ですので、例えば外国語のボランティアですね、日本語の学習をしませんかということで、表向きは、例えば親とお子さんと呼んでいるのですが、見えないところで、男女共同参画に関わる相談員が控えておいて、そこで、何か問題（お困りごと）ないですか、というようなことを聞く、という風なことをきないでしょうか。イギリスなどではやっているんですね。表向きは、語学の支援をしますよ、ということを行い、実際にはプライベートなさまざまな問題を聞き取る、対応していく、ということをやっているのです。ここの施策の令和5年度の実施状況のところは、一旦は外国語ボランティアの事業というのは廃止されたと書いてありますが、また今増えている、支援体制について検討を行っているところである、と書かれていますので、様々な課が連携してジェンダー問題を解決するという方向に行っていただければな、と思います。

【事務局】

はい、今いただいた貴重なご意見に対しまして少しだけご説明します。我々も来年度から多文化共生のほうを考えておりまして、まずは最初の取り組みとして、先ほどの窓口ではないんですけども、日本語教室をずっとやっておりまして、今門真市に住んでおられる方が結構来ておられるんですけども、そのなかで、日本語教室に外国人の方が集まっているので、そこでちょっと相談を聞く、というような取り組みを来年度考えておりまして、それがうまくいけばもう少し進めていければ、ということは今少し考えておりますので、ご紹介程度に、考えを述べさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。
そのほか、基本目標3に関しまして、よろしいでしょうか。

(意見なし)

【会長】

では、基本目標4に移らせていただきます。

基本目標4は、11ページからとなります。あらゆる暴力の根絶と被害者支援DV防止法関連のことになりますが、施策番号は22から24になります。どなたかご意見いかがでしょうか。

この基本目標4は自己評価がBだけでなくAも結構ついていますね。結構力を入れてやってくれてるのかなという気がするんですが、何かご意見はいかがでしょうか。

(意見なし)

【会長】

では、全体的に、基本目標1から4ですね、何かご意見がございましたらよろしくお願いたします。

【副会長】

先ほどもですね、基本目標の2と3が重なっていたという話で、今回もですね、目標の3と4にまたがっている問題として、DVの話が目標4のなかでは掲げられているところなんですけど、先ほどの、例えば在日外国人の方の相談窓口というのが設置されて、取り組みをされているとは思いますが、例えば在日外国人の方のDVの問題とか、ハラスメントの問題とかってというのが、結構表に出てきづらい、言葉の問題等もあるとは思いますが、目につかない部分っていうのもあるんじゃないかなと思います。

それで、今目標が全体で4つの項目に分けられてはいるんですけども、結構、またがった隙間のところで問題がおこっていると思いますので、そのところの、目標をまたいだ施策というのをどういうふうに行っていくのかというの、検討が必要な部分だと思います。

特に、外国人の方のハラスメントの問題であったりとかDVの問題であったりというのはなかなか目につきにくいところもあると思いますので、そのところの配慮も必要ではないかなというふうに思いました。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

外国人のDV関係につきましては、関係課と連携しながら情報共有図り、対応していくかたちを今後作っていきたいというふうに考えております。

【会長】

ありがとうございます。私の方から質問です。学校には学校を通じて、外国籍のお子さんもたくさんいらっしゃると思いますが、お気づきの点ですとか、ありますでしょうか。

【委員】

そうですね、本市にはほんとうにいろいろな国にルーツのある児童、生徒がいて、言語、学校生活になじむだけじゃなくて今話題に出た、日常生活、日本になじむことであるとか、自分のルーツのある国のことを忘れることなく、思いをしっかりとって、日

本で成長して行ってほしいなと思いつつながら、日常生活の部分も、学校生活でその子たちを支えているんですが、本当に今、学校は多忙化がすごくて、そういう子どもたち、そして今も出てきた性的マイノリティの問題であるとか、新たな課題も出てくるんですが、児童数が減っていると言う事は教職員数も減っているんですね。そこで、どういうふうにするか、そのような少数の、課題を持った方々を支えていけばいいのかな、というのは、いろんな国にルーツがある子どもだけじゃなくて、マイノリティの人達も未来明るく成長してほしいなと、その支援方法というのが、私実は6年ぶりに学校現場に戻って、校長になっているんですけども、難しいなというふうに思われています。

そういうふうなところで考えると、うちもいろんな国にルーツのある子どもたちがいるんですけども、そういう子どもたちを支えることができるのかなあと。ただ、先生方は本当に頑張っていていただいているので、今日も20分休憩のときにその国（外国）の遊びを全児童でちょっと楽しもう、っていう取り組みをしていたりとか、その国にルーツのある子だけを集めて、一か月に一回程度、給食を食べて語り合おうか、とか、そういう取り組みを行うことで色々な国の文化を大切にすることを私たちもしっかり大事にしていこうというところ、子どもたちも幸せになるんですけども、忙しさに紛れずに、私達もそういう子どもたちをしっかり大切にしながら支えていこうという思いで学校教育をやっているところです。

市もいろんなところでサポートしていただいているんですけども、引き続きよろしくお願いいたします。

【会長】

どうもありがとうございます。

子どもたちも、様々な、複合的なもので苦しんでいることもあると思いますので、先生方もお忙しいとは思いますが、ジェンダーの問題やセクシャリティのテーマ、外国籍のテーマ等様々な研修を企画いただき、参加していただいて、複合的な問題に対応いただくという、そういうのもぜひお願いできればと思います。

はい、ありがとうございます。皆様、いかがでしょうか、他にぜひ、ということはありませんか。

(意見なし)

【会長】

はい、ではたくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。

では、案件3につきましては、以上といたします。

今後について、事務局、お願いいたします。

【事務局】

はい、本日の審議会でお伺いいたしましたご意見等につきましては、調査シートに反映し、各担当課に確認するとともに、約1ヶ月後を目途に、市ホームページで市民の皆様へ調査シートを公表する予定といたしております。文章表現の統一を図るため、内容の調整をさせていただき、校正のうえ、皆様にご確認いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、この3次プランからは、ホームページ公表用として、カラー刷りでお配りしております、資料6の様式にて公表を考えております。

【会長】

ただ今、事務局から説明のありました文章表現の調整ということでしたら、内容についての特段の変更はないかと思われま。

私にご一任いただけましたら、事務局と私で調整をさせていただきますが、皆様いかがでしょうか。

《異議なしとの声あり。》

【会長】

ありがとうございます。

それでは、文章表現の調整につきましては、私のほうで確認をさせていただき、事務局と調整いたします。

何かご質問はありませんか。

ないようであれば、案件4 その他について事務局、なにかございますか。

【事務局】

特にございません。

【会長】

特になしということですので、これを持ちまして、審議を終了いたします。

円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。皆様、大変お疲れ様でした。

以上を持ちまして、令和6年度門真市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。